

令和3年度 指定管理施設検証結果報告書

PLAN	施設名	甲州市勝沼健康福祉センター				検証日	令和4年7月8日
	所管課担当名	子育て・福祉推進課 福祉推進担当		課長名	武澤 勝彦	作成者名	雨宮 明日香
	指定管理者	名称	社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会				
		代表者	会長 中村 功				
		所在地	山梨県甲州市塩山上於977番地5				
		指定期間	平成31年(2019年)4月 ~ 令和6年(2024年)3月				
	管理施設の概要	施設所在地	山梨県甲州市勝沼町休息1867番地2				
		設置目的	市民の健康と福祉の増進を図るため、甲州市福祉センターを設置する。(甲州市福祉センター設置及び管理条例 第1条)				
		利用者	甲州市内及び市外の利用者	施設管理体制	4名	開館日時間等	10:00~20:00 (土日祝日・年末年始・臨時休館を除く)
	事業概要	サービス提供の内容	(1)健康福祉センターの利用申請の受付及び利用許可等に関すること (2)健康福祉センター使用料徴収事務に関すること (3)施設利用にあたってのサービス、指導等に関すること (4)その他点検等日常業務 (5)施設の維持、管理及び修繕(大規模な修繕は除く) (6)備品等の維持、管理及び修理(大規模な購入及び修理は除く) (7)その他施設の管理に関すること				
自主事業		(1)施設利用者へ回数券の販売 ・10枚綴り1枚分無料利用券を付加 ・障害者 10枚綴り2枚分無料利用券を付加 (2)シニアヨーガ教室 (3)太極拳教室 (4)自動販売機設置					
DO	管理運営コスト推移(千円)	令和元年度(指定期間1年目)	令和2年度(指定期間2年目)	令和3年度(指定期間3年目)	令和4年度(指定期間4年目)	令和5年度(指定期間5年目)	
	予算	指定管理料	32,511	30,871	20,662		
		利用料金収入	9,939	10,500	2,310		
		その他収入	3,343	3,277	425		
		管理運営経費	45,793	44,648	23,397		
	決算	指定管理料	32,511	30,871	20,662		
		利用料金収入	8,967	4,216	1,140		
		その他収入	3,054	2,881	1,243		
		管理運営経費	41,198	36,838	26,644		
	収支	3,334	1,130	-3,599			
施設の稼働状況	令和元年度(指定期間1年目)	令和2年度(指定期間2年目)	令和3年度(指定期間3年目)	令和4年度(指定期間4年目)	令和5年度(指定期間5年目)		
指標	開館日数(日)	270	253	75			
	利用者数(人)	34,762	17,261	5,669			
活動結果	・大規模改修工事実施のため7月から3月まで休館。休館中、再開後の運営に関する市民へのアンケート調査を無作為抽出により1,300人を対象に実施、626件(回答率48.1%)の回答を得た。 ・施設管理については建物と温泉施設の保守点検、健康増進運動器具の保守点検等及び、大規模改修に含まれない利用者の利便性を図る修繕を実施。 ・衛生管理についてはこまめに館内消毒・清掃、定期的な換気にも努めた。また、法令に基づき、レジオネラ属菌検査を実施した。						
CHECK	評価観点	評価(5 4 3 2 1) 高 → 低	評価の説明				
	(1)事業の運営	3	協定書のとおり、適切に管理運営が行なわれている。令和3年度は、大規模改修工事に伴い、7月から3月まで休館をした。4月から6月の3ヶ月間自主事業を実施し、新たな利用者の増加に努めた。市民を対象にアンケート調査を実施し、その結果営業時間の延長の要望が多かったため、令和4年度からは毎営業日夜間8時まで営業することとした。				
	(2)施設の維持管理	4	大規模改修に含まれない利用者の利便性を図る修繕を実施。施設設備については、定期的に保守点検を実施し機能保持に努めている。レジオネラ属菌対策としては、引き続き、県のマニュアルに基づき、細かい対応を行っている。また、法令遵守し、レジオネラ属菌検査を行い施設の維持管理に努めている。休館中、備品の確認をし、管理の見直しをおこなった。				
	(3)収入支出	3	大規模改修工事による長期休館に伴い、前年度に比べ、利用者数が大幅に減少した。大規模改修工事に含まれない利用者の利便性を図る内容の修繕は、前期末資金残高をあてて工事を行ったため、3,599千円の赤字となった。県の生活関連施設等感染予防強化事業に申請し、空気清浄機を6台購入し館内に設置した。経理についても基本協定書、仕様書、条例に基づき適正に行っている。				
	(4)総合評価		総合評価の説明(施設所管課による一次評価)				
	優良 良好 妥当 要改善 不適	良好	協定書のとおり適正に事業が実施されている。新型コロナウイルス感染症対策を講じて、施設運営を行っている。施設の維持管理についても定期的な保守点検や、社会福祉協議会の予算で修繕を適正に行っていることが評価できる。				
ACTION	評価結果に対する今後の対応						
	当面の課題	・新型コロナウイルス感染症については、依然として見通しが立たないため、引き続き、感染症対策を講じていく必要がある。 ・アンケート結果に基づき常時夜間営業を始めることとしたが、収支を含めた安定的な運営が出来るよう周知等おこなっていく必要がある。					
	課題解決への対応	・引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じて運営を継続していく。 ・昨年度市民を対象にアンケート調査を実施し、その結果営業時間の延長の要望が多かったため、令和4年度からは毎営業日夜間8時まで営業することとした。今年度もアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として指定管理者と協議しながら、サービス内容を見直ししていく予定である。					
二次評価(公共施設活用等検討委員会での総括意見)							
・大規模改修があった中で、仕様書及び協定書のとおり適切に管理運営されている。 ・大規模改修に合わせ、業務の見直しや令和4年度に向けてのアンケート調査等を行い、令和4年4月から夜8時まで営業するようにするなど利用者の要望を取り入れて、業務改善が図られている。 ・大規模改修に合わせ、指定管理者の負担にて、内装の補修や駐車場の整備をさせていただき、施設の維持管理に積極的に取り組んでいただいた。 ・令和4年度以降は、大規模改修も終わり、地域福祉活動の拠点として、引き続き健全な管理運営を行ってほしい。							